

一般社団法人東村山青色申告会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東村山青色申告会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都東村山市に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、健全な納税者の団体として、全青色申告者に誠実な記帳と租税の適正な申告の普及徹底を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚及び公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営の健全な発展と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- 一 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
- 二 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- 三 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
- 四 租税教育など税務知識の普及と納税意識の高揚に資する事業
- 五 会員相互の親睦及び福利厚生
- 六 機関紙の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
- 七 友誼団体との連携及び協調
- 八 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 本会に次の各号に掲げる会員を置く。

- 一 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人。
- 二 準会員 本会の目的に賛同し、入会した正会員以外の個人、法人及びその他の団体。
- 三 賛助会員 前一号及び二号以外の者で、本会の事業を賛助するために入会したもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(資格の取得)

第6条 本会の会員となろうとする者は、理事会の定めによるところにより申し込みをし、任意に入会することができる。

(経費の負担)

第7条 会員は、社員総会（以下「総会」という。）の決議を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条に定める会費を納付せず、理事会の決議があったとき。
- 二 総正会員の同意があったとき。
- 三 当該会員が死亡し、または解散したとき。
- 四 退会したとき
- 五 除名されたとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は総会の日前の1週間前までに、正会員に対し必要事項を記載した書面をもって、通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事情がある場合は、他の理事の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 会長及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- 一 理事 35名以上45名以内
- 二 監事 2名若しくは3名

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長をもって法人法上の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち、副会長7名以内及び専務理事1名以内を選任することができる。

副会長及び専務理事を以て、法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行する。

3 副会長、専務理事は、会長を補佐する。

4 会長及び副会長若しくは専務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権

利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び相談役)

第26条 本会に、任意の機関として、若干名の名誉会長及び相談役（以下「名誉会長等」という。）を置くことができる。

2 名誉会長等は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 名誉会長等の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 名誉会長等の報酬は、無償とする。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 本会の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 会長、副会長又は専務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が議長の任に当たることができないやむを得ない事情がある場合は、他の理事の中から選任する。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には理事会に出席した会長及び監事が記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の処分)

第 34 条 本会は剰余金の分配を行わない。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本会の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 正味財産増減計算書

五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、及び第四号の書類については、定時総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 39 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 委員会、支部、部会

(委員会)

第 40 条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第 41 条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、支部を設置することができる。

2 支部の支部長は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部会)

第 42 条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 43 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告

(公告の方法)

第 44 条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

一般法 331、11①六

(公告が必要となるのは、貸借対照表の公告(一般法 128)、清算法人の広告(一般法 233)、吸収合併消滅法人・吸収合併存続法人・新設合併消滅法人の公告(一般法 248、252、258)だけである)

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項(認定に関する規定の準用)において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項(移行の登記)に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は 内山秀雄 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 33 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。